

審 査 基 準

令和7年6月28日作成

法 令 名：風営適正化法
拠 拠 条 項：第31条の23において準用する第7条の3第3項において準用する第7条第5項
処 分 の 概 要：法人の分割による許可証の書換え
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： ・ 法第31条の23において準用する第7条の3第1項(特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認) ・ 規則第1条(書換え申請書の提出) ・ 規則第85条において準用する第17条(許可証の書換えの手続)
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課(係)
備 考：